2023年（令和５年）
2／25
No. 1266

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所 一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

警察庁が交通局長通達

継続的に駐車規制見直し推進

警察庁は2月9日、各都道府県警察などに対し、交通局長通達「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」を発出した。国土交通省自動車局・道路局と協議した上で発出したもの。駐車規制の見直しについて、関係事業者団体からの要望が続くなど、特に都市部においてトラック運転者が駐車場所に苦慮している状況が認められるとして、今後さらに駐車規制の見直しを推進するよう求めている。

実施要領に基づき対応指示　業界の要望場所から検討を

警察庁では、平成30年2月に交通局長通達「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」を発出した。これにより一定の成果を挙げているが、引き続きトラック運転者が駐車場所の確保に苦慮する実態が認められるとして、今回、積極的かつきめ細やかに検討し、見直しに取り組むよう通達したものだ。

通達では、駐車規制の見直しの実施要領を示し、まず見直し場所の選定に当たり、事業者団体などの要望場所から検討を進めることが肝要として、当該の要望場所を中心に見直しを検討するよう求めた。

特に、①貨物集配中の車両に係る路上駐車需要が高いと認められる場所、②駐車可能な路外駐車場が十分に整備されていない場所、③車線数に比して交通量が多くない区間など、規制見直しが交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所——について重点的に検討するよう指示。

さらに、見直し手法を示し、一律の駐車規制の解除または緩和を行うと交通の安全と円滑に支障が生じると考えられる場合であっても、例えば①交通規制の対象とする車両を「貨物集配中の車両」のように限定、②貨物の集配が行われる一定の時間帯に限定——という手法を用いて検討するよう指示した。

このほか、見直しに当たり、地域住民への十分な説明や地方公共団体に対する駐車施設の整備などの働きかけを行うよう求めた。

東京都トラック協会（浅井隆会長）ではかねてから、円滑な集配業務に支障を来す問題として、物流政策委員会（原島藤壽委員長）で対応策を検討するとともに、会員へのアンケート調査などを踏まえ、警視庁に駐車規制の見直しや貨物集配中の車両専用の駐車場所設置などについて継続して要望してきた。

路上駐車需要高い場所を重点として

こうした東ト協の要望などを踏まえ、警視庁交通部では令和元年度以降、貨物集配中の車両に一定時間の駐車を認める駐車場所を順次設置。これまでに都内101か所（145枠）を設けた。

ただ、集配需要の多い都心部などを中心として、引き続き駐車場所の確保が容易でない状況にある。このため、東ト協は今回の交通局長通達を契機として、改めて集配貨物車専用の駐車場所の増設がさらに進展し、現状の改善が図られるよう要望活動などを展開する。

東ト協

三組織の合同新年会

結束を強め活発に活動へ

東ト協ロジスティクス研究会（田中敏之本部長）・青年部（田中雄本部長）・女性部（原玲子本部長）の三組織は2月13日、港区の明治記念館で、令和5年の合同新年会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響で3年振りの開催となる。

三組織の会員事業者のほか、東ト協の浅井隆会長や各副会長・支部長、および東京運輸支局の尾崎行雄支局長などが出席した。

冒頭、三組織を代表して青年部の田中本部長があいさつし、「青年部は、ロジスティクス研究会・女性部の先輩方のもと、様々なことに挑戦をさせていただいてきた。脈々と受け継がれてきた青年部の歴史を大切にするとともに、次世代へ繋げることをしていきたい。今年は著しい変化に対応できるよう、強固な三組織としていきたい」と述べた。

浅井会長

尾崎支局長

引き続き、来賓として東運支局の尾崎支局長があいさつ。「『標準的な運賃』の普及を含め、業界課題の解決に繋がることから、先に都内の荷主3団体を訪問して要請文を手渡し、適正取引のお願いをしてきた」と報告（**記事別掲**）。「各事業者が自らの経営状況を分析し、荷主と交渉をすることが重要であり、『2024年問題』に皆様とともに取り組んでいきたい」と述べた。

また、浅井会長は青年部設立当時のエピソードなどを披露し、青年部をはじめ三組織の活動に期待を示した上で、課題となっている「標準的な運賃」の普及について、「ぜひとも第一歩を踏み出して、荷主との運賃交渉を行っていただきたい。国がバックアップしてくれており、協会としても対応に努めていきたい」と述べ、重ねて届け出を行い、荷主との交渉を進めるよう呼びかけた。

この後、女性部の原本部長が「これまでWebを活用し活動を行ってきたが、リアルで皆様とお会いすることに越したことはない。従来の日常を取り戻し、頑張って活動していきましょう」と述べ、乾杯の発声を行った。

会場では歓談が続いた後、ロジ研の田中本部長が閉会のあいさつを行い、「今年は三組織で活発に活動していきたい。今後、業界は大きく変わっていくだろうが、引き続き、安全への取り組みが重要であり、頑張って取り組んでいきたい」と述べた。

東運支局

都内経済3団体に協力要請　運賃交渉の申し出に対応を

東京運輸支局は1月31日、東京都中小企業団体中央会（會津健会長）に対し、「トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力のお願いについて」を発出し、会員事業業者に周知するよう要請した。

続いて2月1日、東京都商工会連合会（山下真一会長）と東京経営者協会（冨田哲郎会長）に対し、それぞれ同様の依頼文書を発出し、協力を求めた。

東運支局の尾崎行雄支局長が各日、荷主業界団体である都内の各経済団体を訪問し、依頼文書を提出して要請したもので、トラック運送事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行うよう求めた。

依頼文書では、トラック運送事業は国民生活や経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っているが、燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行などに伴う経営への影響が長期化していると実情を説明。

こうした中で、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境などの課題解決に向けた取り組みを行うことが重要と強調。

特に、取引環境の適正化には荷主企業とトラック運送事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結が不可欠であり、このため、国土交通大臣が「標準的な運賃」を告示しているとして、その趣旨などに理解を求めた。

関東運輸局では昨年12月に関東トラック協会に対し、各事業者が自己の経営状況を踏まえ、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて求めていたが、その上で、荷主業界においても取引環境の適正化の観点から、適切な対応を要請したもの。

各団体では、トラック業界が運転者不足などで大変なことは承知しているとし、ホームページへの掲載などを通じて、会員に依頼趣旨を周知する方針を示した。

政府 閣議決定

料金徴収期間延長へ

道路特措法など改正案

政府は2月10日、国土交通省所管の「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

高速道路の点検強化により、重大な損傷の発見が相次いでおり、更新事業などの推進が必要になっている。あわせて、国土強靭化などの観点からも、進化・改良を進める必要がある。

こうした事業の財源を確保するため、料金徴収期間の延長など必要な措置を講じることにした。

具体的には、高速道路の更新・進化事業を追加し、これにより料金徴収期間を延長する。事業追加に当たっては債務返済の確実性の観点から、債務返済期間（国交大臣への許可申請日から50年以内）を設定。料金徴収期限を最長で令和97（2115）年9月30日まで延長できることとする。

また、高速料金の確実な徴収を図るため、車両の運転者に加え、車検証上の使用者に対して料金を請求できることを明確化する。

さらに、サービス・パーキングエリア（SA・PA）の機能高度化を図るため、利用者利便に資する施設と一体的に整備される駐車場の整備費用の一部について、高速道路機構による高速道路会社への無利子貸付制度を創設する。

紙面あんない

国交省、荷役機器導入支援へ補助　3
東ト協、労務厚生委員会を開催　4
東ト協、5年度ドラコン出場者募集　4
東ト協、適正化事業指導委員会を開催　5
全ト協・景況感調査4年10～12月期　7

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用 R80

死亡災害 5%以上減少を目標に

14次労災防止計画を答申

厚労省労政審

厚生労働省の労働政策審議会は2月13日、同省の加藤勝信大臣に対し、「第14次労働災害防止計画(案)」について妥当と答申した。同省は答申を踏まえ、第14次労災防止計画を策定し、目標達成に取り組む方針。

14次計画は2023(令和5)〜2027(令和9)年度までの5か年を計画期間とするもの。2027年までの目標としては、2022(令和4)年比で①死亡災害を5%以上減少させる、②死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が減少に転じる——ことを目指す。

こうした目標達成に向けた重点事項は、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や、労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労災防止対策の推進など8項目。

重点事項に関しては、それぞれ取り組みの進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、達成目標(アウトカム)を定めている。

陸運事業におけるアウトプット指標は、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場など(荷主となる事業場を含む)の割合を45%以上とすることに設定。その取り組みを推進することにより、アウトカム指標として死傷者数を5%以上減少させることを目指す。

このため、各事業者が具体的に取り組むべき事項としては、安全ガイドラインに基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害などの防止措置、保護帽の着用、安全衛生教育の実施など、荷主も含めた荷役作業における安全対策を推進する。

また、「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組むこととする。

陸運業

荷役「安全ガイドライン」取り組み実施45%以上に

政府閣議決定

化石燃料賦課金を導入

脱炭素へGX推進法案

政府は2月10日、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進により、2050年カーボンニュートラルなどの国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」(GX推進法案)を閣議決定し、今通常国会に提出した。

脱炭素成長型経済構造への移行には、今後10年間で150兆円を超える官民投資が必要と試算されている。法案はその実現に向けて、昨年12月に取りまとめた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、今後の戦略や仕組み、財源措置など、必要な法制措置を講じるもの。なお、基本方針は、法案とともに閣議決定した。

法案の主な内容は、①GX推進戦略の策定・実行、②GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造移行債)の発行、③成長志向型カーボンプライシングの導入、④GX推進機構の設立、⑤進捗評価と必要な見直し——に関する措置を規定する。

GX経済移行債は、2023(令和5)年度から10年間発行し、GX戦略実現に向けた先行投資を支援する。また、カーボンプライシングとして、2028(令和10)年度から、化石燃料賦課金を導入し、化石燃料の輸入事業者などを対象に、その化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて賦課金を徴収する。また、2033(令和15)年度から発電事業者に対して、一部有償で二酸化炭素の排出枠(量)を割り当て、その量に応じて特定事業者負担金を徴収する。

GX推進機構は経済産業大臣の認可により設立し、同機構が民間企業のGX投資の支援や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収、排出量取引制度などを実施する。

化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細な制度設計は今後、排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律施行後、2年以内に必要な法制上の措置を講じる予定。

厚労省

貨物車の荷役労災防止へ

昇降設備設置義務を拡大

労働安全衛生規則一部改正

厚生労働省の労働政策審議会は2月13日、同省の加藤勝信大臣に対し、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について妥当と答申した。

これを受け、同省は労働安全衛生規則(省令)を改正し、貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化する方針。

改正省令案要綱によると、主な改正内容は、現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車に義務付けている、昇降設備の設置および荷役作業を行う労働者の保護帽着用について、義務付け対象範囲を同2トン以上の貨物車に拡大する。

保護帽の着用義務付け拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるものなど、昇降設備が備えられている箇所以外で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているものとする。

最大積載量2トン以上に

また、テールゲートリフターによる荷役作業について、その構造・特性に起因する労災リスクが存在し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、その操作業務は労働安全衛生法第59条第3項で規定する、安全または衛生のための特別の教育が必要な業務とする。

あわせて、安全衛生特別教育規程(告示)において、テールゲートリフターの操作業務に係る特別教育に関して、新たに学科教育は計4時間、および実技教育は2時間とすることを規定する。

なお、貨物車の運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合には、運転者が運転位置を離れる時の原動機の停止義務などについて、適用除外とする。

陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害は、貨物車からの墜落・転落が約7割と多く、荷役作業の安全対策を強化することが求められている。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会がまとめた、陸運業における安全対策に関する検討会報告書(令和4年8月公表)を踏まえ、事業者が講ずべき措置などについて、労働安全衛生規則を改正し、強化することにしたもの。

受注側中小企業の回答内容を点数化

中企庁が公表

価格交渉状況や転嫁割合 発注側企業の評価リスト

中小企業庁は2月7日、これまでの「価格交渉促進月間(3月と9月)の実施とフォローアップ調査」結果を取りまとめ、発表した。この中で、昨年9月実施の価格交渉促進月間に関するフォローアップ調査をもとに、発注側企業ごとに受注側中小企業からの回答状況を整理した企業リストを公表している。

この企業リストは、10社以上の受注側中小企業から「主な取引先」として挙げられた発注側企業について、価格交渉状況(直近6か月の交渉状況)や、価格転嫁状況(コスト上昇分に対する価格転嫁の割合)に関する対応状況を評価したもの。

個別の受注側企業からの回答を点数化し、その平均値を4区分に分類・整理して、個別の発注側企業の対応状況に関する評価を示している。

中企庁では、各価格交渉促進月間後にフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、および順位付けなどの結果を取りまとめて公表している。

昨年9月実施の同月間フォローアップ調査結果では、受注側中小企業としてトラック運送業の価格転嫁率は業種別で最も低く、一方、発注側企業の立場でも下請への転嫁率は最も低い状況だった。

中企庁では、こうしたフォローアップ調査結果などを踏まえ、価格交渉や転嫁への対応状況が芳しくない親事業者に対して、下請中小企業振興法に基づき、経済産業大臣名で指導や助言を実施している。

個別企業の評価リストは、中企庁ホームページを参照。

メリット1 高めの金利設定 ※当金庫内比較
メリット2 固定金利の半年複利
メリット3 選べる期間 1年・2年・3年

定期預金
個人のお客さま向けの マイハーベスト

■お問合せ・資料のご請求は
テレホンバンキングセンター(平日9:00〜17:00、銀行休業日を除く)
0120-299-233
■詳しくはホームページで　商工中金 マイハーベスト　検索

人を思う。未来を思う。
商工中金

本店営業部　神田支店
〒104-0028　中央区八重洲2-10-17
TEL：03(3246)9080

副都心営業部(新宿支店・渋谷支店)
〒160-0023　東京都新宿区西新宿6-11-3
TEL：03(3340)1551

東京支店
〒105-0012　港区芝大門2-12-18
TEL：03(3437)1231

池袋支店
〒171-0022　豊島区南池袋1-21-10
TEL：03(3988)6311

押上支店
〒130-0002　墨田区業平3-10-8
TEL：03(3624)1161

上野支店
〒110-0005　台東区上野1-10-12
TEL：03(3834)0111

深川支店
〒135-0042　江東区木場5-11-17
TEL：03(3642)7131

大森支店
〒143-0016　大田区大森北1-1-10
TEL：03(3763)1251

八王子支店
〒192-0081　八王子市横山町2-5
TEL：042(646)3131

荷役作業の効率化機器　導入促進に向けて補助

国交省

全ト協が申請受付　2月27日～3月22日

国土交通省は、令和4年度補正予算により「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」を実施する。これに伴い、同補助事業の執行団体として、全日本トラック協会が2月27日から3月22日まで、申請受付を行う（3月22日消印有効、同23日全ト協必着）。

トラック運転者などの働き方改革の推進に向けて、荷役時間短縮・負担軽減など荷役作業の効率化に資する機器の導入促進を図るため、導入費を一部補助する。

補助対象機器は、全ト協が指定する機器で、中小トラック運送事業者（資本金3億円以下または従業員300人以下の事業者）が、4年11月8日～5年3月31日の間に導入した機器のみが対象。全ト協ホームページ（HP）に指定機器一覧を掲載。

具体的には、次の機器について、導入費の6分の1を補助する（カッコ内は上限額）。

▽テールゲートリフター／アーム式（10万円）、垂直式（10万円）、後部格納式（20万円）、床下格納式（20万円）

▽トラック搭載型クレーン／大型（70万円）、中型（60万円）、小型（50万円）

▽トラック搭載用2段積みデッキ（1基6万円）

補助台数に制限があり、テールゲートリフターとトラック搭載型クレーンは1事業者当たり1台（Gマーク取得〈安全性優良事業所認定〉事業者の場合は2台分）まで。また、トラック搭載用2段積みデッキは1事業者当たり1台分／デッキ3基分（Gマーク取得事業者の場合は2台分／デッキ6基分）まで。

ただし、中古品の機器（テールゲートリフターまたはトラック搭載型クレーン装着済みの中古車を導入した場合など）や、5年3月31日までに支払いが全て完了されなかったもの、他の国庫補助金を受けているものは補助の対象外。

公募要領など詳細は、全ト協HPを参照。

価格交渉サポート講習会

中企庁

トラック運送業界に特化

3月2・6・15日　オンライン開催

中小企業庁は、適正取引オンライン講習会の一環として、3月の「価格交渉促進月間」において、トラック運送業界に特化した価格交渉に関する講習会を開催する。

中企庁は、発注側と受注側の企業間における適正な価格に基づく取引を推進するため、「適正取引支援サイト」においてオンライン講習会を行っている。

この講習会の一環として、「価格交渉サポート【準備編・テクニック編】～トラック運輸業～」として、トラック業界に特化した講習会を実施するもの。

開催日程は、3月2日（午前10時から）・6日（午後2時から）・15日（午前10時から）の3回実施する予定。

講習会では、受注側企業が、発注側企業と価格交渉を行う際に準備すべき交渉材料や、適切な価格での取引を成立させるためのテクニックなどについて、価格交渉の専門家が具体的に解説する。

受講料は無料。同支援サイトの受講予約ページから申し込む（締め切りは開催2日前まで／開催1日前までに登録のメールアドレスに開催案内を送付）。

詳細は、中企庁ホームページ「適正取引支援サイト」を参照。

海事協会「働きやすい職場認証」　申請3月7日まで延長

国土交通省の「働きやすい職場認証制度」について、認証実施団体の日本海事協会は、「一つ星」新規・継続および「二つ星」新規申請の受付期間をいずれも3月7日まで延長した。

各申請とも受付期間は2月15日までとしていたが、認証取得を一層促進する観点から、延長することにしたもの。

国交省では認証取得の促進に向けて、今後、認証取得のインセンティブ措置を拡充する方針。

具体的には、トラック関係では令和4年度第2次補正予算によるテールゲートリフター導入支援補助において、認証事業者などを優遇するほか、大型免許などの取得支援補助の対象とする方針。

また、国交省は「二つ星」などの認証事業者のうち、対面による審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査対象から除外する規定を整備する方針。

「標準的な運賃」の活用　「多重下請け」実態調査

国交省

回答期限3月13日

国土交通省は、貨物自動車運送事業者を対象として、改正貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」の浸透・活用状況や、業界における「多重下請け」に係る実態調査を実施している。これに伴い、調査への協力を呼びかけている。

回答期限は3月13日まで。アンケートサイト（**2次元コード別掲**）から回答する。

主な調査内容は、令和4年度契約に向けた原価計算の実施状況や運賃交渉状況、5年度契約の運賃交渉予定、「標準的な運賃」制度に関する延長意向の有無、利用運送事業者への運送依頼、下請けとしての運送受託、発注手段・契約内容の明確化、運賃収受状況に関する事項など。

なお、「標準的な運賃」に関しては国交省自動車局貨物課、「多重下請け」については総合政策局物流政策課がそれぞれ調査主体となって実施しているもの。

▽問い合わせ先（委託の調査会社）＝社会システム（☎03・5791・1138）

アンケートサイト
2次元コード

運輸点描

政府の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公正取引委員会は中小企業庁と連携し、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」防止や下請代金支払遅延等防止法の遵守などの法執行を強化している。公取委は昨年12月末、価格交渉・転嫁への対応が問題視される個別企業名（13社）を公表し、これまでにない強い姿勢の対応に出ている。トラック運送業界では依然、転嫁状況は芳しくないようだが、こうした行政の対応を踏まえ、事業者もより強い姿勢で対応に動き出すべき段階にきていると思われる。

価格転嫁への行政対応

チェック強化し企業名公表　事業者も強い姿勢で交渉を

昨年12月末の公取委による企業名の公表は、政府が推進する重要政策とはいえ、価格転嫁に向けた強い姿勢を示したものとして、関係方面にはかなりのインパクトがあったのではないか。

独禁法上の「優越的地位の濫用に関する緊急調査」の結果、多数の取引先（受注側企業）について、明示的に協議せず価格を据え置くなど、優越的地位の濫用に該当するおそれのある行為が確認された、発注側企業名を公表したものだ。

独禁法や下請法に違反、またはそのおそれがあると認定したものではないとしながら、あえて公表したのは異例のことだろう。円滑な価格転嫁の後押しをする観点から公表したという。

公取委では昨年2月、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新設するとともに、その濫用防止の執行体制を強化するため、緊急調査や立ち入り調査などを行う「優越Gメン」体制を創設した。

一方、中企庁では昨年から、9月に加え3月にも「価格交渉促進月間」を設定し、事業者の取り組みを後押しするとともに、下請中小企業振興法「振興基準」を改正し、親事業者に求められる取り組み事項として、年1回以上の価格協議などを追加し、また、取引調査員（下請Gメン）を300人体制に増強するなど、問題ある取引などの実態把握に努め、適正取引を推進する方針だ。

さらに、2月上旬にはこれまでの「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査結果を取りまとめ、その一環として、昨年9月の促進月間に関する調査をもとに、個別企業の価格交渉や転嫁への対応状況に関する評価を示した企業リストを公表した。

これは、10社以上の受注側企業から主要取引先として挙げられた発注側企業について、受注側企業の回答をもとに対応状況を点数化し、その平均値により4つの区分（4段階）の評価を表示したものだ。

あくまで回答した受注側の下請企業による評価だが、対応状況の評価ランクが低い発注側企業にとっては、企業イメージなどにもかかわるだけに看過するわけにはいかないだろう。

公取委・中企庁それぞれの調査結果に基づき、平均値で全体の動向を把握することも重要なことだが、価格交渉に応じず、一方的に価格を据え置いている発注側企業にとっては、こうした中企庁の評価リストや、公取委の問題視される行為が確認された企業名公表の方がインパクトが大きいのではないか。

もっとも、個別の取引先との交渉になれば、今後の取引関係への影響などを考慮し、交渉を申し入れることにも二の足を踏まざるを得ず、増してや転嫁の実現は容易なことではないだろう。

トラック運送事業の転嫁状況は依然、芳しくないが、それだけ価格交渉や転嫁が難しい業界であるからだろう。ただ、そうは言っても、このままでは事業の継続がますます難しくなりかねない。

業界では、時間外労働の上限規制適用が来年度に控えている。その影響でドライバー不足により「モノを運べなくなる」という輸送力不足が予測されている。

事業者にとっては大きな経営課題だが、他方で、それは輸送力需給が逼迫することでもある。こうしたことも追い風に、「もはや値上げやむなし」な状況として、転嫁交渉を進めていく必要があるのではないか。

（ライター　山上達三）

矢崎のデジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI　矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社　03-5727-1600（担当・青木）
高島平　03-6906-5960（担当・磯田）
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

健康起因事故防止に向け 対策・講習などを強化

東ト協 労務厚生委員会

東京都トラック協会労務厚生委員会(大高一義委員長)は2月7日、東ト総合会館で令和4年度第2回委員会(Web併用)を開催し、4年度労務厚生関係事業の中間報告を行うとともに、5年度事業について審議した。

冒頭、大高委員長があいさつし、「運送業界においては賃上げ・労働環境の改善が待ったなしの喫緊の課題となっている。在籍しているドライバーが健康で長く働くことができ、若い人材が業界で働きたいと思える魅力ある職場にしていく必要がある」と強調した。

さらに「会員各社が社員一人ひとりの健康状態を把握し、状況に応じた対策や早期の予防対策が講じられるように各種施策を進め、健康起因事故の未然防止につなげていきたい」と述べた。

議事ではまず、今年度事業の実施状況を報告。健康労働促進に関しては健康起因事故の防止に向けて、定期健康診断の集団健診や睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査、脳MRI健診の受診費用の一部補助などを実施している。また、労務管理に関しては労務相談の実施や関係資料の配付、セミナーなどを実施するとともに、福利厚生対策では電話健康相談に加えて、新たにWeb・アプリ版「みんなの家庭の医学」のサービスを開始した。

来年度事業の実施計画としては、今年度事業を継続実施し、健康起因事故の防止をはじめ、労務管理の推進、福利厚生対策の推進を柱として各種施策を実施する方針。

なかでも、健康起因事故の防止に関する啓発事業を強化。事業者が病気を理解して治療を必要とする者に対し、積極的に改善に向けた取り組みを行うために講習会を開催し、健康起因事故の未然防止を図っていく方針。

なお、同委員会では昨年11月、大高委員長名で「健康起因事故防止に関するSAS検査後の対応の徹底について」を発出し、検査結果に基づき適切な治療や対応に努めるよう求めていた。

東ト協 経営者セミナー
SASテーマに 3月13日開催

東ト協は3月13日、令和4年度経営者セミナー「睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性について」を開催する。

時間は午後3時～4時30分、会場は東ト総合会館7階大会議室。

講師は、順天堂大学大学院教授・医学博士の谷川武氏。SASのスクリーニング検査や具体的な対策などについて解説する。

東ト協会員事業者の経営者・役員・管理者などを対象に開催するもので、定員は会場参加が65人のほか、Web参加でも受講可能。

申し込みは3月9日まで(定員になり次第、受付終了)。東ト協ホームページ・セミナー情報の開催案内に記載されている「受講申込フォーム」から申し込む。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部教育研修・輸送G(☎03・3359・4137)

東ト協 三組織合同セミナー
安全運行のために天気予報の活用を

東ト協ロジスティクス研究会・青年部・女性部は2月13日、港区の明治記念館で、令和4年度「三組織合同セミナー」を開催した。

同日は、フジテレビ系列情報番組『めざまし8』で気象防災キャスターを務める気象予報士・天達武史氏(写真㊨)が、「知って得する!安全輸送をしていくために必要な天気のウラ話」と題して講演した。

天達氏は、天気予報について説明し、各地の気象観測データをスーパーコンピューターでシミュレーションし、その結果を人の判断で予報を出しているとした。また、天気予報の用語について紹介。例えば、降水確率50%とは100回のうち1時間に1ミリ以上の雨が降るのが約50回ということなどと説明した。

その上で、運転する際に「天気の急変に注意」「非常に不安定」との予報が出た場合、ゲリラ豪雨的な強い雨が降る可能性が高いとし、1時間に50ミリ以上の降雨の場合、運転は推奨できないとアドバイスした。

東ト協 第44回 ドラコン出場者を募集
申し込み3月31日まで

学科 4月27日
実科 5月14日
表彰式 5月16日

東ト協は、令和5年度・第44回「東ト協ドライバー・コンテスト」の出場者を協会ホームページ(HP)で募集する。

募集期間は3月6日から3月31日まで。

今年度は開催方式などを見直し、学科と実科競技および表彰式を別日程で実施する。

開催概要(日程・会場など)は、次の通り。

[学科競技]
4月27日(木)／東ト総合会館　※中止の場合、5月8日(月)に変更

[実科競技]
5月14日(日)／警視庁府中運転免許試験場　※中止の場合、学科競技の成績順で優勝者を決定する

[表彰式]
5月16日(火)／東ト総合会館

[競技部門]
一般(2トン・4トン・11トン)・女性・トレーラの5部門　※トレーラ部門の参加者が3人未満の場合、実科競技は行わず、学科競技の成績により判定する

[表彰]
▽個人表彰
各部門を通じて最優秀者、各部門優勝者、各部門の上位5位までの者に対する表彰を行う
▽事業所表彰
最優秀者の所属事業所の表彰を行う

東ト協ドラコンは、警視庁交通部との共催により、営業用トラック運転者の安全運転知識・技能向上と、都民に信頼されるプロドライバーとしての意識高揚を図ることを目的に行っているもの。

全日本トラック協会主催の第55回「全国トラックドライバー・コンテスト」に出場する、東京都代表選手の選考を兼ねて実施する。

参加要件や申し込み方法などの詳細は、東ト協HPを参照(**3月10日号に出場者募集チラシを同封**)。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618)

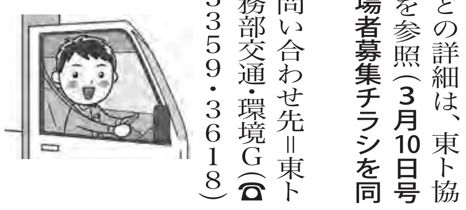

東ト協グリーン・エコ事業「SDGs貢献賞」受賞
日本自動車会議所 CSP大賞表彰式

日本自動車会議所の第2回「クルマ・社会・パートナーシップ大賞(CSP大賞)」表彰式が2月10日、港区の芝パークホテルで開催され、東ト協グリーン・エコプロジェクト(GEP)事業が部門賞の一つである「SDGs貢献賞」を受賞した。

表彰式には東ト協の山崎正専務理事が出席し、自動車会議所の内山田竹志会長から表彰状を受領した(**写真**)。

GEPの取り組みはこれまでも国内外で高く評価されているが、今回、地球温暖化防止に向けたエコドライブ活動を継続し、ドライバーだけでなく、経営者や管理者一人ひとりの環境意識を高め、経営改善を目指す取り組みが持続可能な社会の実現に貢献しているとして、改めて表彰を受けたもの。

表彰式後の交流会では山﨑専務理事があいさつし、GEPは「CO_2削減だけでなく、交通事故防止にも役立っている。活動は17年目を迎えたが、今後も継続して社会に貢献していきたい」と述べた。

軽油の価格

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

購入価格は、購入に関する諸要因(数量・支払条件・地域ほか)により多少の幅があります(消費税込み)。

1ℓ当たりの軽油価格 1月分

☆スタンド	平均＝127.5円
☆ローリー	平均＝119.6円
☆元売り発行カード	平均＝125.1円
☆ディーラー発行カード	平均＝125.0円

(東ト協調べ)

協会日誌【2月1～15日】

1日 物流経営士課程
4日 運行管理者試験事前講習会▽大型車車輪脱落事故防止のための研修会
7日 鉄鋼専門部会安全環境委員会▽労務厚生委員会
8日 正副会長会▽総務小委員会正副委員長会議▽物流経営士課程
9日 東京運輸支局・街頭検査に協力▽海上コンテナ専門部会業務委員会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー
10日 支部事務局事務長会議▽中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー(～10日)
13日 労務講習会(～15日)▽ロジ研正副本部長会義▽同本部連絡会▽三組織合同セミナー▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(～15日)
14日 関東・甲信越重量部会迅速化(トラック)ワーキンググループ会議
15日 ロジ研研修見学会▽フェスタ2023実行プロジェクトワーキンググループ会議

日程ボード【3月1～15日】

3日(金) 14時＝支部輸送相談員研修会(東ト総合会館／Web併用)
6日(月) 14時＝取扱事業・積合専門部会見学研修会(神田川・環状7号線地下調整池)
7日(火) 10時30分＝広報・情報委員会(東ト総合会館／Web併用)▼16時＝タンクトラック専門部会正副部会長会議(東ト総合会館)
8日(水) 10時＝東京都交付金事業審議委員会(東ト総合会館／Web併用)▼12時＝正副会長会(同)▼14時＝近代化基金運営委員会(東ト総合会館)▼14時＝食料・酒類飲料専門部会見学研修会(BSリコーロジスティクス)
13日(月) 13時30分＝環境委員会正副委員長会議(東ト総合会館)▼14時30分＝環境委員会(東ト総合会館／Web併用)▼15時＝経営者セミナー(同)▼15時30分＝食糧専門部会麦・粉委員会(同)
15日(水) 12時45分＝税制金融委員会(東ト総合会館／Web併用)

お悔やみ申し上げます

関川 泰子氏(高嶺清掃取締役社長・葛飾支部) 令和4年12月3日、がん療養中のところ死去。74歳。告別式は昨年12月9日、四つ木斎場で執り行った。喪主は甥、阪田通泰氏。

東ト協 適正化事業指導委員会

来年度事業計画案を審議
D・E評価重点に指導

東京都トラック協会適正化事業指導委員会（松原伸行委員長）は2月20日、東ト総合会館で令和4年度第2回委員会（Web併用）を開催し、今年度の東京都適正化事業実施機関による事業実施結果などを報告するとともに、5年度の実施計画（案）について審議・承認した。

冒頭、松原委員長があいさつし、業界では「標準的な運賃」の普及促進を図るとともに、「2024年問題」への対応のため、労働環境改善に向け取り組んでいるが、その根底として輸送の安全・安心が求められることから、適正化事業では適正な事業運営が行われるよう指導しており、効果的に進められるよう委員会として助言していきたい旨を述べた。

議事ではまず、今年度の事業実施状況を説明。巡回件数（今年1月まで）は1122件（前年同期比579件増）とコロナ禍以前の水準となり、総指導件数は3232件（同2060件増）だった。また、通常巡回で指摘が多い項目について報告した。

引き続き、来年度の計画（案）について説明。通常巡回は年1340事業所、個別指導は年180事業所を予定。巡回指導の総合評価がD・E評価の事業所に対する巡回指導を重点的に実施し、改善を図る方針。

また、今年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の認定状況を報告。都内の認定数は410事業所で、車両数5台以上の事業所の認定率は33・6%だった。

このほか、全日本トラック協会が新たな方針として示している、適正化事業やGマーク制度の見直しについて説明した。

東ト協 労務講習会

上限規制へ適切に対応を
36協定届け出実務を解説

東ト協は2月13・14・15・16日の4日間、東ト総合会館7階大会議室で令和4年度「労務講習会」（Web併用）を開催し、会員事業者の担当者などが受講した。

第1部では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部安全管理士の堀野弘志氏（13・16日）、同東京都支部会災防指導員の杉浦純氏（14・15日）が、それぞれ「なくそう労災事故」と題して講演。

杉浦氏は、労災防止のためには安全衛生管理体制を明示し、役割を明確にすることが重要と指摘し、統括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者が果たすべき役割のポイントについて説明した。

また、陸運事業における労災で最も多いトラックの荷台などからの墜落・転落の事例を紹介。荷台などから降りる際は、両手を使った3点支持で動作する必要があると注意を促した。

続いて、第2部では本部労務相談員・社会保険労務士の高橋眞幸氏（13・15日）、小林弘和氏（14・16日）が、それぞれ36協定届出書類と労務管理の実務について解説。

小林氏は、働き方改革関連法への対応として、時間外労働の上限規制をクリアする必要があり、自動車運転業務の労働者と、それ以外の労働者に関する36協定を結び、労働基準監督署に届け出なければならないと説明。変形労働時間制の届け出について、労基署のチェックが厳しくなる傾向にあると指摘した。

また、改善基準告示の改正のポイントを解説し、拘束時間の削減は稼働日を減らすことから、効率化を推進するだけでなく、適正な運賃収受が必要になるとアドバイスした。

その上で、労働力不足が続く中、こうした労働時間規制に対応するには、従業員の適切な労働時間管理を行う必要があると指摘。トラブルや不満が出ないような対応をする必要があるとした。

東ト協 全ト協

中小運送業者のIT活用セミナー

東ト協は2月10日、東ト総合会館で、全日本トラック協会との共催により、令和4年度「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー～ITを活用した生産性向上～」（Web併用）を開催した。

セミナーではまず、講師の近代経営システム研究所代表の森高弘純氏が講演し、IT活用のメリットや効果的なシステムの策定・活用方法、生産性向上のためのIT機器活用事例などについて紹介。

同氏は中小事業者における情報活用の現状について、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ導入などのほか、労務管理や経理・原価計算などの社内システム導入と定着が進んでいると説明。また、最近の傾向として、配車管理システムを加えた総合クラウドシステムの導入も増加しつつあり、徐々に「データ経営」による経営状況の見える化が進んでいるとした。

その上で、「データ経営」による「生のデータ」の見える化を積極的に推進し、労働条件改善による人材確保や荷主との交渉などに活用し、経営改善に取り組むよう求めた。

あわせて、情報セキュリティ対策として、ランサムウエア（データの身代金を要求するコンピュータウイルス）による被害が脅威となっていることから、早急に対応を進める必要があるとした。

セミナー後半では、IT機器（システム）メーカー2社の担当者がそれぞれ自社製品のデモンストレーションを行い、クラウド化した運賃請求システムや、AIロボット点呼について紹介した。

東ト協 第1回フェスタWG

開催日程案など検討
今後、企画・準備へ

東ト協は2月15日、東ト総合会館で第1回「フェスタ2023実行プロジェクトワーキング・グループ（WG）」会議を開催した。

フェスタ実行プロジェクトは、引き続き森本勝也副会長（運輸安全委員長）をリーダーとし、WGリーダーは鳥ノ海学氏、同サブリーダーは高橋益衛氏が務める。

森本副会長は、昨年12月開催の令和4年度第3回理事会で、5年度フェスタの計画案を説明し、開催方針が承認された。

WGはこれを踏まえ、開催日程などについて審議。昨年はプレオープンを含め2日間の開催だったが、5年度は9月17日の1日開催とする方向で準備を進める方針。

今後、各支部へのアンケート・協力依頼、協賛企業への説明会開催、ステージイベント企画などについて、具体的に検討を進める予定。

世田谷支部

創立55周年記念賀詞交歓会
歴史の重み再認識 未来に向けて活動

浅井会長

種子田支部長

東ト協世田谷支部（種子田清志支部長）は2月17日、新宿区のハイアットリージェンシー東京で、「創立55周年記念賀詞交歓会」を開催した。創立55周年は正確には前年度だが、時期をスライドさせて開催したもの。

式典では知久慎典副支部長による開会の辞に続き、主催者として種子田支部長があいさつし、「支部を支えてこられた歴代支部長をはじめ諸先輩の功績を讃え、歴史の重みを再認識するとともに、今の時代を生きる仲間と、時を共にするという目的で開催したもの」と趣旨を説明。

その上で、設立から現在までの歴史を紹介した後、「多くの困難を乗り越えてきたが、現在、『2024年問題』という大きな試練を迎えようとしている。業界を取り巻く環境が大きく変わりつつあるが、チャンスも巡ってきている。常に前向きに未来を見据えてチャンスを捉えることが今後の課題となる」と述べた。

引き続き、来賓として東ト協の浅井隆会長が祝辞を述べ、世田谷支部の取り組みに敬意を表した上で、「我々が今抱えている問題の元凶は運賃がアップしないことであり、『標準的な運賃』を活用することが重要だ。この難局を乗り越えるため、支部と本部が車の両輪となって協力していく必要があり、バックアップ体制を充実させていきたい」と述べた。

また、世田谷区の保坂展人区長や、区内4警察署を代表して北沢警察署の小島正三交通課長が祝辞を述べた。

この後、東ト協本部の山崎正専務理事の発声で乾杯し、55周年を祝った。歓談の後、前田圭次郎副支部長が閉会の辞を述べた。

東ト協

広域輸送基地の運営訓練に参加
プッシュ型支援に対応

東ト協は2月8日、東京都の令和4年度「多摩広域防災倉庫における広域輸送基地の運営訓練」に参加し、立川市の多摩防災倉庫で国のプッシュ型支援で受け入れた物資を、搬出する訓練を行った。

訓練は、多摩支部（笠原史久支部長）の4㌧トラック8台が出動し、人員10人を動員して実施。このほか、倉庫運営訓練には、都と協定を結んでいる佐川急便や西濃運輸、日本通運、福山通運、ヤマト運輸各社の作業員が参加した。

訓練は、「災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書」（2年3月締結）に基づき、首都直下地震（都心南部地震）を想定し、国のプッシュ型支援に対する迅速・円滑なオペレーションの実施と、協定事業者や都職員との連携を図ることを目的に行われたもの。

なお、国のプッシュ型支援では被災地からの要請を待たず、直ちに発災4～7日までに必要な物資を避難所に届けることとしている。

今回の訓練では、発災直後の拠点運営の開始から、国のプッシュ型支援物資の搬入・搬出までの対応として、①初動対応・施設立ち上げ訓練、②倉庫運営訓練を実施。業務マニュアルに基づき、参集人数や作業チーム（単独・混成）など、様々なパターンについて検証した。

東ト協輸送隊は、倉庫内でピッキングし、パレット積みされた救援物資をフォークリフトで積載した後、現場管理担当者から帳票の交付を受け、指定場所で取り下ろすなど、所定の手順確認を行った。

国交省

マニュアルの活用・実施へ 優良事例調査し横展開

健康起因事故対策協議会

国土交通省自動車局は2月9日、令和4年度の「事業用自動車健康起因事故対策協議会」を開催し、健康起因事故の発生状況や防止に向けた取り組みに関するアンケート調査結果などを報告するとともに、5年度の取り組みについて審議した。

3年中の健康状態に起因する事故報告件数は288件で前年比2件増加。このうち3割が交通事故に至っている。業態別にみると、トラックの報告件数は110件で同5件多く、その約半数が交通事故に至っている。

また、4年度実施の健康起因事故防止に係る取り組みに関するアンケート調査結果によると、国交省策定のマニュアル・ガイドラインの認知度は各業態とも、視野障害以外は8割を超えている。ただ、実際のスクリーニング検査の受診率については、トラックではSAS（睡眠時無呼吸症候群）が37%、脳血管疾患が16%、心臓疾患・大血管疾患が13%、視野障害が9%と低い状況にある。

今後の取り組みとしては、マニュアルなどを実際に活用し、その内容を確実に実施するための手法などを検討する方針。

具体的には、健康起因事故の疾病の種類や事故発生の背景などを調査し、運行管理などを含めた詳細な分析を行い、再発防止策を検討する。あわせて、事業者独自の優良事例を調査し、動画やパンフレット、セミナーなどを通じて横展開を図る方針。さらに、事業者による健康管理の取り組みを推進するため、運転者の健康状態データについて、新たに医学的見地などから事業者に把握させるべき項目を調査する。

厚労省 1月 労災発生状況

陸運業 死傷18%減少

厚生労働省がまとめた労働災害発生状況（速報値）によると、今年1月の陸上貨物運送事業における労災死者数は6人で前年同月比1人（20・0%）増加したものの、死傷者数（休業4日以上）は553人で同123人（18・2%）減少している。

事故の型別にみると、死亡災害では「交通事故（道路）」が3人と半数を占める。死傷災害では、最も多い「転倒」が154人で同44人（32・3%）、次いで多い「墜落・転落」が128人で同47人（26・9%）それぞれ減少。これらに次ぐ「動作の反動・無理な動作」も81人で同2人（2・4%）減っている。

全ト協

飲酒運転事故の根絶へ さらに取り組みを強化

全日本トラック協会は、依然として事業用トラックによる飲酒運転事故が後を絶たないことから、その根絶に向けて、交通対策委員会決議（令和3年9月）を再徹底するなど、業界目標として掲げる「飲酒運転ゼロ」の達成を目指して、今後さらに取り組みを強化していく方針だ。

国土交通省のメールマガジン「事業用自動車安全通信」によると、昨年の事業用トラック関与の飲酒運転事故件数は15件で、前年比4件減少したものの、その根絶にはほど遠い状況にある。今年に入っても発生が相次ぎ、既に3件起きている。

こうした事態を重く受け止め、2月10日開催の交通対策委員会で今後の対応について審議し、取り組みを一層強化することを確認した。

このため、同委員会決議や昨年発生した飲酒運転の事故事例などを記載したリーフレット（**写真**）を作成して配布。改めて各事業者に対して、「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用などにより、ドライバーに対する指導・教育を強化するとともに、アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認など、点呼実施体制を再確認するよう呼びかけている。

あわせて、引き続き、飲酒運転事故防止に向けた啓発セミナーなどを開催し、飲酒運転の根絶を期していく方針。

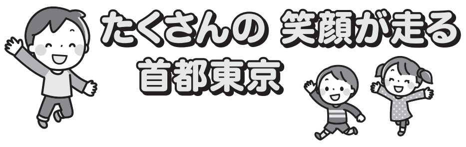

営業用トラック関与 交通事故の特徴

令和5年1月末現在の都内全域の交通事故発生件数（本年累計）は2,296件で、前年同月比174件減少し、死者数は9人で前年同月比1人の減少となった。

営業用貨物車の関与事故（「違反別」表の下段「注」参照）発生件数（本年累計）は210件で前年同月比10件減少し、死者数は4人で前年同月比4人の増加となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が25件で、前年同月比3件減少し、死者数は1人だった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が52件で、前年同月比6件の減少となっている。

違反別　営業用トラック関与の交通事故　令和5年1月末

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	5	6	4	1	0	1	0	0	0	7	24
		関与事故件数	4	5	4	1	0	1	0	0	0	10	25
		（前年比）	−6	−3	+2	+1	±0	±0	±0	±0	±0	−2	−8
	中型	1当件数	7	5	1	2	0	3	1	0	0	5	24
		関与事故件数	6	4	2	2	0	3	1	0	0	11	29
		（前年比）	+2	−1	−1	+1	±0	−2	−2	±0	±0	+1	−2
	準中型	1当件数	7	6	2	1	2	2	0	0	0	10	30
		関与事故件数	7	6	3	1	2	2	0	0	0	16	37
		（前年比）	+3	±0	−4	±0	+2	−3	−1	±0	±0	±0	−3
	普通・軽	1当件数	34	12	15	5	2	5	4	1	0	14	92
		関与事故件数	35	12	15	5	1	5	4	1	0	41	119
		（前年比）	−5	±0	+2	+4	+1	−1	+4	+1	±0	−3	+3
	合計	1当件数	53	29	22	9	4	11	5	1	0	36	170
		関与事故件数	52	27	24	9	3	11	5	1	0	78	210
		（前年比）	−6	−4	−1	+6	+3	−6	+1	+1	±0	−4	−10
死者数	大型貨物車（1当）		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	中型貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準中型貨物車（1当）		0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	普通・軽貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の（前年比）は、関与事故件数のもの。

全ト協

新型感染症予防へ ガイドライン改訂

全日本トラック協会は2月7日、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」を策定した。

政府が5月8日から、新型感染症の感染症法上の分類を5類感染症に位置付けることなどを踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点などから、所要の見直しを行ったもの。

具体的には、予防対策として、従業員にワクチン接種を強制することはしないが、接種を受けやすい職場環境を整備する。また、健康観察アプリの活用などによる健康状態の把握を奨励するとともに、出勤時に体調の思わしくない者には検査や医療機関の受診を奨励する。

事業所では、適切なマスク着用や咳エチケットに努めるよう徹底するほか、人との距離を十分に確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできることとする。このほか、点呼に際しては適切な距離（1～2㍍を目安）を保つようにするなど、予防に必要な措置を講じることとする。

改訂内容は、全ト協ホームページ（第4版ガイドライン）を参照。

関交協 オリジナル 冊子

トラックドライバーのための危険予知トレーニング

関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生の事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析＆解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03−5337−1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

関東交通共済協同組合

景況感調査 昨年10～12月期 全ト協

数量や運賃持ち直しても 輸送原価上昇が収益圧迫

全日本トラック協会の第120回「トラック運送業界の景況感」調査結果（令和4年10～12月期、速報）をまとめた。それによると、経済活動の復調により輸送数量や運賃・料金水準が上向き、景況感の判断指標は▲（マイナス）25・8と前回調査（昨年6～9月期）に比べ10・8ポイント改善した。ただ、燃料や車両、人件費などの輸送原価が上昇基調にあり、収益を圧迫したことから、限定的な回復となった。（以下、指標の動向は前回比）。

実働率は▲8・8で7・1ポイント、実車率は▲7・5で7・7ポイントそれぞれ改善。経常損益は▲29・6で12・8ポイント持ち直した。

業種別にみると、一般貨物では輸送数量が▲4・6で2・7ポイント持ち直し、運賃・料金は19・6と大幅な上昇となり、プラス水準に転じた。これに伴い、営業収入は▲2・9で4・7ポイント、営業利益は▲16・3で10・5ポイントそれぞれ改善した。

宅配貨物では、輸送数量が13・9で3・9ポイント上昇し、運賃・料金も5・6で30・6ポイントの大幅な改善となり、プラス水準に転じた。これにより、営業収入は2・8で25・3ポイント、営業利益は8・3で22・1ポイント改善し、いずれもプラス水準となった。

一方、宅配以外の特積貨物では輸送数量が9・8で2・5ポイント上向き、運賃・料金も2・4で8・8ポイント改善し、営業収入は8・5で0・3ポイント上昇とわずかながら改善。営業利益は4・9で0・6ポイント低下したものの、プラス圏を維持している。

今後の見通しは、輸送原価の増加に伴う経常損益の悪化を織り込み、判断指標は▲34・8で今回調査より9・0ポイント悪化する見込み（以下、指標の動向は今回比）。

実働率は▲14・0、実車率は▲12・3といずれも低下し、こうした中で経常損益は▲36・3で6・7ポイント悪化する見込み。

業種別にみると、一般貨物では輸送数量が▲14・8で10・2ポイント悪化し、運賃・料金も13・8で5・8ポイント水準を下げることから、営業収入は▲15・8で12・9ポイント、営業利益は▲21・5で5・2ポイントそれぞれ悪化する見込み。

宅配貨物では輸送数量が2・8で11・1ポイント、運賃・料金も2・8で2・8ポイントそれぞれ水準を下げる見込み。営業収入は▲8・3で11・1ポイント、営業利益は▲11・1で19・4ポイントそれぞれ悪化する見込み。

宅配以外の特積貨物では輸送数量が1・2で8・6ポイント低下し、運賃・料金は2・4と横ばいとなり、営業収入は▲2・4で10・9ポイント、営業利益も▲3・7で8・6ポイントそれぞれ悪化し、マイナスに転じる見込み。

東ト協・浅井会長が実行委員長を務める

「トラックショー」関連のフォーラム

浅井会長

国際物流総合研究所は2月9日、中央区のTKPガーデンシティPREMIUMで、ジャパントラックショー・スピンオフイベント「サポーターズフォーラム in 東京」を開催した。

同フォーラムでは、東京都トラック協会の浅井隆会長が実行委員長としてあいさつ。「2024年問題への対応には、荷主に理解していただき運賃を上げてもらうとともに、労働生産性を向上させるため、新しい機器やシステムなどの導入も必要になる。各社で対応を進めてほしい」と述べた。

この後、元国土交通大臣政務官の赤澤亮正衆議院議員が「2024年問題への対応策と荷主への改善指針について」と題して特別講演。

赤澤氏は、ドライバー不足の解消には労働時間や賃金など労働条件の改善を図り、魅力ある職場づくりが急務であり、そのためには荷主と運送事業者との適切なパートナーシップの構築が不可欠と強調。持続可能な物流の実現に向けてDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進などに取り組んでいく必要があるとした。

続いて、「2024年問題のベストアンサー／成功企業の取り組み実例について、業界トップランナーが語る！」をテーマにパネルディスカッションが行われ、東ト協副会長の森本勝也氏がパネリストとして参加した（写真㊤）。

森本副会長 パネリストとして参加

森本氏は、人材不足の打開策や業界の魅力発信、2024年問題への具体的な対策、荷主との共通理解の構築などについて意見を開陳。

その上で「業界の再編がドラスティックに進み、運賃の底上げが図られると考える。今年、来年が勝負で、企業体力をしっかりと上げなければ、生き残ることはできない。現場力や実運送能力を上げれば、勝ち組となれるチャンスになるのではないか」と提言した。

このほか、パネリストとして、福岡運輸社長の富永泰輔氏が参加、国際物流総合研究所の岩崎仁志氏がモデレーターを務めた。来賓として細野豪志衆議院議員が出席した。

全ト協 青年部会が全国大会

未来に向け活動展開

全日本トラック協会青年部会（金井健蔵部会長）は2月17日、新宿区の京王プラザホテルで令和4年度の全国大会を開催し、全国の青年組織から約500人が参集した。大会の模様はWeb配信でも中継された。

今大会は「Next One～想いをひとつに未来へはしる～」をテーマに開催。

冒頭、金井部会長があいさつし、「青年部会は今年10年目を迎え、様々な問題などにしっかりと立ち向かい、運送業界の明るい未来へ向かって走っていきたい」と述べた。

その上で「次年度は、コロナ禍前のように活発な活動ができる見込みで、有意義な活動を計画していきたい。運送業界を青年部会から盛り上げていこう」と呼びかけた。

引き続き、来賓として全ト協の吉野雅山副会長、自由民主党青年局長の鈴木憲和衆議院議員が祝辞を述べた。

同日は「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」の授与式（**記事別掲**）に続き、部会活動報告や研修などを行い、研修後には交流会を開催した。

全ト協 先進的な事業取り組み顕彰

株式会社彦新が銅賞

DXで健康運転サポート

東ト協会員の株式会社彦新（彦田敬輔社長・江戸川支部）が、令和4年度「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」銅賞を受賞した。

これに伴い、2月17日開催の全ト協青年部会全国大会で授与式が行われ、同社の彦田社長に全ト協の庄子清一副会長から、表彰状と顕彰金50万円が贈られた（**写真**）。

同社は、健康起因事故の主たる原因となる生活習慣病の予防対策として、DX企業との協業で健康管理のアプリを開発し、「最先端の健康経営と安全活動」（HIKOS HINDX）を展開。

アプリでは、ドライバーの体調データを見える化するとともに、生活習慣の知識や改善に関する動画の提供、改善習慣実施状況の管理・継続の促進などを行う。また、トラックの加速度センサー・GPSによる走行データと、体調に関するデータを掛け合わせることで危険運転を検知する機能も付与している。

動向ファイル ◇1月分◇

●**東京都トラック協会**、全会員事業者に対し、運輸安全委員会・森本勝也委員長名で、改めて交通事故防止の徹底などを呼びかける（10日）

●**東京都トラック協会など業界4団体**、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い見合わせていた、合同の新年交歓会を3年ぶりに開催する（13日）

●**東ト協**、ドライバー・コンテスト検討小委員会を開催し、開催方法などの変更を審議。学科競技・実科競技・表彰式をそれぞれ別日程での実施に変更する（17日）

●**東ト協**、「日本経済新聞」東京版に3回連載のシリーズ広告を掲載し、トラック輸送の役割や業界の実情をアピールする。厚生労働省の働き方改革推進支援助成金事業を活用し、新たな試みとして掲載する（17日・25日・31日）

●**金融庁・自動車損害賠償責任保険審議会**、令和5年度以降の基準料率について、2年ぶりの引き下げ改定を答申する。改定率は全車種平均で11・4％の引き下げ。営業用普通貨物車は現行より15～16％台の引き下げとなる（20日）

●**国土交通省と東日本・中日本・西日本各高速道路**、高速道路における深夜料金割引の見直し方針を発表。適用時間帯を22～翌5時までに拡大し、この時間帯に走行した分のみ3割引とする。あわせて、長距離利用者の負担軽減のため、長距離逓減制を拡充する。令和6年度中をめどに見直す予定（20日）

●**国交省・堀内丈太郎自動車局長**、東ト協の浅井隆会長（全日本トラック協会副会長）が社長を務める株式会社浅井を訪れ、トラック輸送の実情を視察する（27日）

お祝いの花 / 突然のご供花
祝賀会などのお祝い会場装飾は、
私たちにお任せください !!!!
YOU KA EN
お問い合わせ先 担当：法人営業部
TEL 03-3706-4187
WEB ohanano-madoguchi.com
＼東京都トラック協会会員様特典／
会員様特別割引 最大 20%OFF
※特典割引は、東京都23区及び、多摩地区一部地域のお届けに関しましては単価10,000円（税別）以上でご利用可

梅は咲いたが

名所へ観梅としゃれ込んでみた

彷巷(ほうこう)透話(とうわ)

ルポライター 飛鳥井 恭司

梅の花のシーズンを迎え、各地で「梅まつり」や「梅花祭」などが開かれている。ウイズコロナが進んで、スポーツやイベント、観劇、コンサートなどでの人数制限がなくなり、マスク着用が必要なものの、〝声出し応援〟もできるようになった。

2020年に、この欄で「令和の花見は観梅から」と書いたが、その後、新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染防止対策として花見自粛など様々な制限措置が続いたが、今年はようやく3年ぶりに花見気分が楽しめそうだ。

梅の花といえば、天神様が祀ってある天満宮がすぐに思い浮かぶ。天満宮は学問の神様、菅原道真を祀っているところでもあるから、入試を控えた時期には受験生が合格祈願に訪れるニュースが定番だが、梅の名所としても知られ、梅まつりを催しているところも多い。

そこで、いずれも300本を超える梅林があり関東3大天神といわれる亀戸、湯島、谷保の3か所の天満宮を探梅と称して訪れてみた。2月の中頃では満開というわけにはいかなかったが、春の息吹は感じられた。

亀戸天神社(江東区亀戸3丁目)は、江戸時代には東の太宰府天満宮として東宰府天満宮と呼ばれており、『江戸名所図会』に門前町や境内、神事などが図版で紹介されるなど人気スポットだった。境内には約300本を超える紅白の梅が植えられ、咲きはじめる頃にそのお祭りが開催される。紅梅殿の前には太宰府天満宮のご神木「飛梅」の実生から育った梅がある。

亀戸天神社は藤の花の名所としても有名で、池の周りの藤棚の花房は壮観で、藤波から東京スカイツリーが浮かぶ様子も面白い。近くに江戸時代から続く「船橋屋」があり、元祖くず餅を味わえる。ここのくず餅は、マメ科の葛を使わず、グルテンを除いた小麦粉デンプンを450日かけて発酵させて作っている。

湯島天神(文京区湯島3丁目)は、458年に創建され、約1000年後に太田道灌が菅神を夢に見たのが契機となって、祠堂を再建した際に、樹数百株を栽えたのが始まりなどの諸説ある。境内は梅の名所として知られ、盛んな梅の香りに「これは北野(京都北野天満宮)の御神と聞こえければ、忘れずば東風(こち)吹きむすべ都まで遠くしめのの袖が梅の香」と、ある紀行文に記されている。

湯島天神近くに湯島聖堂という、江戸時代から学問と密接な関係の機関をはじめ、大学が多いためか、受験生には人気の天神様。入試の季節には合格祈願の絵馬があふれる境内の様子が、毎年のニュースになる。

ここも境内には約300本の梅の木が花を咲かせるが、その8割が白梅という。さすがに、新派演目として大人気を博し、湯島天神の名を広めた〝湯島の白梅〟と感じ入ってしまう。

谷保天満宮(国立市谷保)は甲州街道近くにあり、本殿・拝殿には表参道から下っていくという珍しい立地にある。菅原道真の三男、道武朝臣が刻んだ父の神像を祀ったという。額「天満宮」は後宇多天皇の勅により、世尊寺経朝卿が筆をとったもので、また水戸黄門が同じ額の写しを奉納したと『江戸名所図会』にある。ここの境内には約350本の梅の木が植えられ、2月25、26日に梅まつりが催される。

寒い季節から春が到来すると、香りとともに告げてくれることから、春告げ草とか匂草といわれる梅の花。「梅は匂いよ木立はいらぬ。人は心よ姿はいらぬ」という言葉もあり、これから春の便りをいろいろなところから香りに載せて運んできてくれる。

そして、梅もおわりはじめると、早咲きのサクラの便りも届きだし、桃や柳の話題も交ぜて、いよいよ花見本番の季節を迎えることになる。新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れて3年、マスクの扱いも変わる今年のサクラは、一段と感興を高めることになるだろう。

亀戸天神社

花の便りはいよいよ各地から

湯島天神

谷保天満宮の梅林

あちこち見てある記

23区初 Jリーグスタジアム誕生へ

ワールドカップの興奮から2か月が経過し、30年目を迎えたJリーグの新シーズンが開幕しました。

東京をホームとするチームは3つあり、そのうちJ1のFC東京とJ2の東京ベルディは、いずれも調布市の味の素スタジアム(東京スタジアム)をホーム・スタジアムとしています。このほか、J2のFC町田ゼルビアは、町田市の町田GIONスタジアム(町田市立陸上競技場)がホームです。このように、23区内にはサッカーのホーム・スタジアムがありませんでした。

この冬、「葛飾区にサッカースタジアム建設を目指す」というニュースが報じられました。葛飾区がJR新小岩駅前近くの土地を取得し、1万5000人収容できるのサッカースタジアムを建設する方針とのことです。

実は、葛飾区は人気サッカー漫画『キャプテン翼』の原作者の出身地ということで、町おこしにも一役買っており、ミュージアムの建設をあわせて目指すということです。

現在の駅前には、日本私立学校振興・共済事業団の運動場などがありますが、建設に当たり、同区と基本協定を締結しました。建設時期は未定ですが、23区内初ということもあり、楽しみです。

私学事業団総合運動場に

【私学事業団総合運動場】
住所：葛飾区東新小岩1-18-1
※現在、利用は私学共済制度の加入者など

ポケット

そもそも紀行 第22回 SOMO SOMO KIKOU

ライター 八街千尋

鹿児島の温泉街で料理

野菜のうまさ感じる旅

今回は鹿児島県南部、指宿(いぶすき)市にある鰻(うなぎ)温泉を訪れました。

指宿市の海岸沿いでは砂風呂が楽しめますが、鰻温泉は少し海から離れた山中にある、とても素朴な温泉街です。

西郷隆盛が幕末から明治にかけて、幾度もこの温泉を訪れたそうです。また、『男はつらいよ 寅次郎真実一路』(1984年)の撮影も行われました。

鰻温泉の家庭では、「スメ」という天然の温泉の地熱を利用したかまどを利用しているので、地元NPO法人のガイドさんにお願いし、スメ料理を体験しました。

集落にはスメ広場という、誰でも利用できるかまどがあり、そこに行ってまずはサツマイモを入れて、上から麻袋をかけて待ちます(写真)。蒸し上がるまで少し時間があるので、集落を散歩。至る所で湯気が上がっており、集落のビニールハウスではマンゴーやドラゴンフルーツを栽培しているそうです。『男はつらいよ』の撮影で使われた「うなぎ荘」も訪れ、おかみさんと少し、お話もしました。

30分ほどして戻り、かまどにえんどうまめ、卵を追加します。さらに10分して取り出すと完成。サツマイモはほくほく、卵は蒸された温度がいいのか、黄身も白身も柔らかくておいしかったです。

近くにある古民家カフェでは、スメでつくったプリンを頼み、一緒にカボチャもいただきました。味だけでなく、きれいなオレンジ色が印象に残っています。

鹿児島は豚や鶏の料理が有名ですが、今回訪れて野菜のうまさを再認識しました。霧島市にある自家製野菜を使った家庭料理のお店に行ったところ、大きな椎茸をまるまる使った煮物、ミネストローネ、キッシュ、茶碗蒸しなどを食べ、思わずうなりました。

2月でも寒さをそれほど感じず、食べ物もおいしい南九州を旅してみませんか。

三丁目

1月某日、新聞に「司馬遼太郎 好きな作品は?」という見出しを見つけた。どなたかの評論かと思ったら、「好きな司馬作品」アンケート結果の記事だった◆司馬遼太郎記念財団が、生誕100年を迎える司馬氏の「好きな作品」とその理由を募集したもの。回答数は1567人。一見回答数が少ないが、好きな理由でもいざ書くとなると結構ハードルが高くなる◆好きな作品トップ3は「坂の上の雲」341人、「竜馬がゆく」246人、「燃えよ剣」171人。なるほどそうなのかと同意する。でも他に76作品あるということは特別の選択ができる人も多いということで羨ましい◆「竜馬がゆく」は初期の長編作品で不動の人気。「燃えよ剣」では土方歳三が実に魅力的に描かれている。「坂の上の雲」は、明らかなようで十分に解明されていない明治から昭和初期までの日本近代史。その前半部分を特に戦争と軍隊に焦点を合わせて描いた歴史小説である◆明治維新から終戦まで77年、そして終戦から77年。偶然の符合かもしれないが、歴史的転換と不安を感じさせる、昨今、考えさせる作品だ。